



# 法人こおりやま

2022. 7

第529号



題名/里の集落(20号) 提供/大波 天久 JIAS日本国際美術家協会会員

[コピー・転載禁止]

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

## インターネットセミナー

600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

**無料**

郡山法人会

検索

で検索いただけます

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

●●●●●

パスワード

●●●●●

ログイン

ID・パスワードは

会員ID: 1101

パスワード: 1005

● 新型コロナウイルスに関するセミナーも視聴できます ●

## 目次

税務署ニュース	2
キャッシュレス納付のご案内	2
税のミニ通信	4
個人確定申告の基本について	4
天風哲学 日々実践を	5
トピックス	6
トピックス	6
地震予知は直近に限る?	8

税務署ニュース

国税の

簡単! 便利な!

税 国税庁

# キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

## 1>> ダイレクト納付



こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は  
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

**納付方法** パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

**事前手続** e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



## 2>> 振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方

さらに詳しい情報は  
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

**納付方法** 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

**事前手続** 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。  
※ e-Taxによる提出が可能です。



## 3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は  
こちら



**納付方法** インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

**事前手続** インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ページ(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



## 4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は  
こちら



**納付方法** 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

# 振替納税、ダイレクト納付の申込みが オンライン(e-Tax)でできます！(注)個人の方に限ります。

国税の振替納税、ダイレクト納付を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で依頼書を提出する必要がありましたが、令和3年1月からオンライン(e-Tax)で提出できます。

## 振替納税、ダイレクト納付の申込みの手順

STEP  
01

### e-Taxにログイン

- (1) e-Taxを初めて利用される方は、e-Taxの利用開始届出書をオンラインで提出してください(利用者識別番号が即時発行されます。)



STEP  
02

### 振替口座の情報を入力

- (1) e-Taxでご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義を入力します。  
(2) ご利用の金融機関を選択し、金融機関のサイトで必要な情報を入力します。

手順が少なくて  
簡単ね!



STEP  
03

### 「提出」ボタンを押して送信

- (1) 送信する前に、画面に表示された情報を確認してください。  
(2) 受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

## 振替納税、ダイレクト納付のオンライン申込みのメリット

- ・金融機関又は税務署に書面での提出が不要!
- ・振替依頼書又はダイレクト納付利用届出書の記載が不要!
- ・金融機関届出印の押印が不要!
- ・電子証明書が不要!



事前に準備するものが  
少なくて便利だね!

## 利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」  
「オンライン提出利用可能金融機関一覧(ダイレクト納付)」  
をご確認ください。

オンライン提出利用可能  
金融機関一覧(振替納税)



オンライン提出利用可能金融  
機関一覧(ダイレクト納付)



### 法人の方はこちらをご覧ください。

法人の方がダイレクト納付の申込みをする場合には、書面で提出する必要がありますので、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(p3)をご利用ください。なお、記載要領については、国税庁ホームページ内「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。

ダイレクト納付の手続



電子納税届出書記載要領



税のミニ通信

# 個人確定申告の基本について

今年も無事に3月15日に確定申告が終了してほっとしている方も多いと思いますが来年に向け、その準備として確定申告の基本を、Q&A方式で考えてみたいと思います。

**質問1** 所得のある場合にはどんな人でも確定申告を提出しなければいけないのですか。

**回答1** 確定申告をしなければいけない人は次の1から3までに当てはまる人ですが、この場合の各種の所得金額の合計額には、一定の非課税所得や源泉分離課税で課税が終了した所得は含まないことになっています。

## 1 事業所得や不動産所得などがある人

本年の各種の所得金額の合計額から配偶者控除、扶養控除、基礎控除その他の所得控除の合計額を差し引き、その差し引き後の金額を基として算出した税額が配当控除額よりも多い人は申告をしなければなりません。(所法120)(令和4年1月1日以降の確定申告については、計算上引ききれない外国税額等がある場合には申告義務は必要ないこととされます。)

## 2 給与所得のある人

給与所得者の場合には、12月に年末調整を行っているので、大部分の人は確定申告をする必要はありません。しかし、次のような人は、確定申告をしなければなりません。

- (1) その年中の給与収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 一箇所から給与を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計金額が20万円を超える人
- (3) 二箇所以上から給与を受けている人で、年末調整をされた給与以外の従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の地代、家賃、原稿料などの所得の合計額が20万円を超える人
- (4) 同族会社の役員やこれらの人と親族関係にある人で、その同族会社から給与所得のほか、貸付金の利子、不動産等の賃貸料の支払いを受けている人
- (5) 災害を受けたため、本年中の給与についての源泉徴収税額の徴収猶予を受け又は徴収された税金の還付を受けた人
- (6) 外国大使館勤務や家事使用人などで、その給与について源泉徴収されていない人

## 3 退職所得のある人

退職所得も、そのほとんどの場合には源泉徴収で、確定申告をする必要はありませんが、退職金の支払いを受ける際に、支払い者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったために20%の税率で源泉徴収された場合で、その源泉徴収された税額が、正規の方法で計算した税額よりも少ないときには、確定申告をしなければなりません。

**質問2** 年の中で死亡した場合の確定申告について教えてください。

**回答2** 確定申告書を提出する義務のある人が、年の中で死亡した場合には、その年の1月1日から死亡の日までの確定申告(準確定申告)の提出期限は、相続の開始を知った日の翌日から4ヶ月以内となっています。また、その年の1月1日から確定申告の提出期限までの間に、前年分の確定申告書を提出しないで死亡した場合、前年分の確定申告書の提出期限は、本来の3月15日ではなく、相続の開始を知った日の翌日から4ヶ月を経過した日の前日となっています。

**質問3** 確定申告書を提出したのですが数ヶ月たって間違いに気がつき税金を多く納めてしまいましたどうすればよいでしょうか。

**回答3** 提出した確定申告書に記載した所得金額又は税額等の計算が、国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより下記に該当する場合にはその確定申告の提出期限から5年以内に限り更正の請求をすることができます。

- 1 納付すべき税額が過大であるとき。
- 2 純損失等の金額が過少であるとき又は純損失等の金額の記載がなかったとき
- 3 還付金額が過少であるとき又は還付金額の記載がなかったとき



東北税理士会郡山支部  
税理士 佐藤 達夫

## 心押し潰されそうな時代だからこそ

## 天風哲学 日々実践を

中村天風。経営者なら少なからず耳にしたことのある名前ではなからうか。

日露戦争で奇跡の生還を果たしたものの、当時の医療界では死病ともされた結核を患った。

自らの命を取り戻すことを求め、米欧を回り身体や心を探求し続け、カリアツパ聖人と出会い、ヒマラヤの山麓で3年余の修行を経て、人生哲学を創見した。

この天風哲学は、いつの時代にも積極的に力強く生き抜き、成功へと導く言葉が散りばめられている。

長らく続くコロナ下での経営で心押し潰されそうな時代だからこそ、経営者の心の中に天風哲学を吹き込ませ、「艱難辛苦、汝を玉にす」が如く、一度しかな

い人生に花を咲かそうではないか。

まず、天風が強く説いたのが、「使う言葉は積極的であること」である。

困難や不安になると、ややもすると、ネガティブな否定的な言葉が口をつくことがある。『つらい、できない、ダメだ』という言葉を口にしていないだろうか。

天風が喀血しつつ、「辛い」を口にしてヒマラヤで修行していた折に、カリアツパ師から「辛い、苦しいを苦にして病が良くなるか」と叱責された。

その上で、「嘘でもいいから、心地よく、最高ですと言ってみる」と師は命じた。体は病んでいても、心まで病むものではないこと

を教えたのである。

身体は病まずとも、厳しい経営環境の辛い時こそ、「大丈夫、できる、元氣だ、楽しい、やりがいがある」といった積極的で前向きな言葉を使うことで、置かれた場での苦境・苦難も霧消し、好転していくのだということを天風は伝えているのである。

また、天風は「今日一日、怒らず、恐れず、悲しまず」として、成功に導く生き方を説いている。

前述の「使う言葉を積極的にする」とともに、自身の心の置き方が「怒り、恐れ、悲しみ」に包まれることのないようにとメッセージしているのである。

天風はこの「怒り、恐れ、悲しみ」を三勿（ぶつ）と名付けた。

勿とは「なかれ」という否定語の意で、「怒り、恐れ、悲しみ」を抱く事なれと戒めたのである。

現代医学としての大脳生理学においても、「怒り、

恐れ、悲しみ」の気持ちを抱くことは免疫力の低下を招き、健康を害することも広く知られている。

まさに、否定的な思いを抱くことは成功とは縁遠くなるだけでなく、身体の健康をも蝕むことになるのだ。

心にマイナス感情や否定的な思いを持つことは、まさに百害あつて一利なしなのである。

天風は成功に導くための前向き・肯定的な心持ちの大切さを伝える一方で、さらに成功に導くための睡眠時に心掛けるべきことを伝授している。

人間が寝ようとする間際の時間は、大宇宙である自然の「気」と自身が一体化する時であると説いている。

その寝際の気持ちの持ち方として、ネガティブな思いに支配されているは「大宇宙・自然の大きいなる気」は自身に取り入れることは叶わないことになるのだ。

「今日は失敗してしまつた」「あのクレームや批判

は腹立たしい」などと、仕事で起きたネガティブな思いに包まれて就寝してはいないだろうか。

寝る間際の時間は、潜在意識といわれる深層心理が「暗示」を受け入れやすいものである。

だからこそ、ネガティブな想念に包まれて、寝る間際の時間を過ごすことのないように伝授している。

成功したイメージや楽しいことを心に描きながら、就寝の時間を迎えることを天風は勧めているのだ。

日々前向きなプラスの言葉を使い、三勿を心掛けて守り、寝る間際の思いの持ち方を大切にしていきたいものである。

天風哲学は数多くの教えが散りばめられており、経営者ならずとも、取りこぼしのない人生の杖としてきたい。

経営コンサルタント

遠井 和樹



## 「第10回 通常総会」開催

6月9日、第10回通常総会を郡山ビューホテルアネックスで開催した。議事では、令和3年度実施事業、令和4年度事業計画及び収支予算を報告。決議事項では、令和3年度決算承認の件、理事辞任に伴う後任者選任の件について上程され、異議なく満場一致で承認された。



第10回 通常総会

今年度の主な事業は、消費税のインボイス制度に係る事業者の登録申請に関する周知、自主点検チェックシートの利用推進、税情報の発信のほか、租税教室、税に関する標語・絵はがきコンクールなど、租税教育活動のさらなる充実を図る。



挨拶をする赤塚英夫会長



優良経理担当者表彰

また、優良経理担当者表彰、会員拡大功労者表彰、経営者大型保障制度受託会社職員功労者表彰など、各種表彰受賞者を発表し、受賞を称えた。

新役員及び各種表彰受賞者は次の通り。

### 理事

- 株式会社大東銀行 …………… 片桐 久

### 優良経理担当者

- 郡山運送株式会社 …………… 小椋 正美
- 株式会社みなみ建設 …………… 佐久間 美由紀

### 会員拡大功労者

- 株式会社クリエイト …………… 赤塚 英夫
- 有限会社レセプター …………… 石津 幸司
- 郡山信用金庫 …………… 長尾 正美

- 株式会社財経戦略研究所 …………… 矢部 祥子
- 大同生命保険株式会社郡山支社 …… 井上 謙一
- AIG損害保険株式会社郡山支店 …… 平田 敬一

### 経営者大型保障制度受託会社職員功労者

- 大同生命保険 株式会社 郡山支社……………山下 光子・安住 照美・矢部 美鈴

### 令和3年度

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

### 正味財産増減計算書

単位:千円

会費	21,578
事業収益	16,337
助成金	17,026
受取負担金	976
雑収入	711
<b>経常収益計</b>	<b>56,628</b>
事業費	43,667
管理費	5,775
<b>経常費用計</b>	<b>49,442</b>
当期経常増減額	7,186
法人税等	1,853
一般正味財産期首残高	125,833
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>131,166</b>

(令和4年3月31日)

### 貸借対照表

単位:千円

〔資産の部〕	
流動資産	24,900
特定資産	36,957
その固定資産	111,089
<b>資産合計</b>	<b>172,946</b>
〔負債の部〕	
流動負債	4,823
固定負債	36,957
<b>負債合計</b>	<b>41,780</b>
<b>正味財産合計</b>	<b>131,166</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>172,946</b>

## 新型コロナウイルス中小企業に関連する施策等リンク集 >>>

【リンク先URL】 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/links/covid19-links.html>





### 女性部会 報告会開催



講師の遠藤文人署長

5月24日、郡山ビューホテルアネックスにおいて、報告会に先立ち税務研修会を開催した。講師に郡山税務署の遠藤文人署長を迎え、「税のよもやま話」と題し、講演いただき、部会員及び、来賓約30名が聴講した。

お酒に関する雑学についてユーモアを交えながら、またしっかりと税金についても語った。

お酒に関する雑学についてユーモアを交えながら、またしっかりと税金についても語った。

続いて、令和4年度報告会を開催し、規約により小林部会長が議長に就任、議事を進行し、令和3年度の事業経過の報告、また租税教室・お作法教室など「未来を担う子供たちのために」地域社会への貢献活動などを盛り込んだ令和4年度の事業計画や予算など上程議案とおり承認された。

### 青年部会 報告会開催



講師の佐藤百合氏

5月27日、郡山ビューホテルアネックスにおいて、青年部会講演会・報告会を開催した。

講演会では、「挑戦 ～波瀾万丈の私の人生～」と題し、株式会社メニハンズ代表取締役の佐藤百合氏にご講演いただいた。

講演では、建築業を始めたきっかけや、起業後に見舞われた東日本大震災で大変な苦労をされたこと、またその時の経験をきっかけに人生観が変わり、多くの出逢いが新事業に結びついたことが語られた。

引き続き、報告会を開催し、①令和3年度の事業経過報告並びに収支決算の件、②令和4年度事業計画並びに収支予算の件、③規約一部改正の件、④役員任期満了につき改選の件について、上程議案どおり承認された。役員改選では、高橋由美子部会長が退任し、桑原義昌氏(副部会長)が部会長に選任された。

### 田村・三春・小野支部 報告会開催

令和3年度事業が終了し、各支部報告会がそれぞれ開催された。報告会に先立ち、「消費税のよもやま話」と題し、郡山税務署より太田康明法人統括官を講師に招き、税務研修会を開催した。

その後の報告会では、①令和3年度の事業経過報告並びに収支決算の件、②令和4年度事業計画並びに収支予算の件について、上程議案どおり承認された。



田村支部報告会



小野支部報告会



三春支部報告会



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

郡山支社/  
福島県郡山市中町1-22  
(郡山大同生命ビル4F)  
TEL 024-922-0860

**AIG** AIG損害保険株式会社

郡山支店/  
福島県郡山市虎丸町24-8  
(富士火災郡山ビル3F)  
TEL 024-933-6211



## 租税教室 開催

先月に引き続き、管内各小学校に出向いて租税教室を開催した。租税教室は、社会生活における税の役割や大切さについて考えることとともに、身近な税に対する理解を深めてもらうことを目的に開催しており、6月は10校で実施した。



安積第三小学校



安積第二小学校



開成小学校



岩江小学校



郡山ザベリオ学園小学校



行徳小学校



西田学園



船引南小学校



大島小学校



穂積小学校



## 地震予知は直近に限る？

フリーランスライター 藤木 順平

友人が文句を言っていた。「見たい番組を留守録していたら、地震速報が入って場面が切り替わり、番組は中止になっていた」と。

チャムのあと「〇〇で地震があり、震度2」というテロップが画面に流れると、不謹慎ながら震度2でそこまでは？ と思ってしまう。番組が中止になるほどの地震なら、それはそれで大変だし、関係者にはお気の毒なのだが…。

かつて、地震は予知できるとして、ある大学の先生方を中心に、たくさんの国家予算を費やして地震計を設置。結果、何年か前に「予知できない」と白旗を掲げたことがある。

国が予知できないのならと、市井の地震学者や研究者、物好き、一般市民が予知に乗り出した。いわく、

「変な形の雲があった」「発光現象があった」「深海魚が出てきた」「カラスが騒いだ」「子どもが急に勉強を始めた」などなど(最後のやつは冗談)。

「私は30年前に、あの地震を予知していた」という人がいたら、そんなに前から？ すごい! と思っはダメ。30年の間にはさまざまなことが起きるものだ。日本では震度4以上の地震が年間50回ほど、どこかで発生している。

来年は関東大震災から100年。改めて地震対策に取り組むにはいい機会だ。

### 【筆者紹介】

藤木順平(ふじき・じゅんぺい)フリーランスライター。日本笑い学会会員。